

# 令和2年度（令和2年4月～令和3年3月分） ★ 生駒市ごみ収集日程表

対象地区

鹿畑町、鹿ノ台、美鹿の台

収集日	区分	出し方	出せるもの（主なもの）
<b>毎週</b> <b>月曜日</b> <b>木曜日</b>  祝日も収集します。 ただし、 5月4日(月) 12月31日(木) は収集しません。	燃えるごみ	<b>有料</b> （指定袋） 生ごみ プラスチック製品 汚れているプラスチック製容器包装 汚れた布、靴、紙くず、ティッシュ、ゴムなど 水分をよく切る おもちゃ 保存容器 燃えるごみで出せるのは、 <b>30cm以下</b> のものです。	お住まいの地域の <b>集団資源回収</b> を利用してください。 集団資源回収を利用されない方は、燃えるごみの集積所に分けて出してください。 剪定枝、刈草、紙おむつ 落葉など 新聞紙 雑誌 段ボール 牛乳パック シュレッダー ミックスペーパー 古着・古布くつ、かばん 品目ごとにひもで束ねる、または別々の袋に入れて出してください。雨の日は控えてください。
		<b>無料</b> （透明・半透明の袋） プラスチック製容器包装 <b>マークがついたもの</b> 【プラスチック製品は出せません】 レジ袋 食品の袋 カップ類 パック類 食品トレイ・発泡スチロール ボトル 汚れている場合 軽く水ですすいで水滴を切るもしくは、拭き取る 汚れがとれないもの 燃えるごみに出してください。	
<b>毎週</b> <b>火曜日</b>  祝日も収集します。 ただし、 12月29日(火) は収集しません。	プラスチック製容器包装	<b>無料</b> （透明・半透明の袋） 飲み物や食べ物などの商品が入っていたびん・缶、化粧品のびん、スプレー缶は、同じ袋に入れてください。 空き缶 お菓子の缶 食品のびん 中身を出して、水洗いをして出してください(びんのキャップははずして同じ袋へ入れてください)。	資源ごみ集積所に出してください
		<b>ペットボトル</b> マークのついたペットボトル ①キャップをはずす } キャップとラベルはプラスチック製容器包装に ②ラベルをはがす } ③水洗いをする } ※キャップリングはそのままかまいません ※ペットボトル本体だけを袋に入れて出してください。	
<b>区分ごとに袋を分けてください。</b> <b>毎月</b> <b>第2・4土曜日</b> 4月11・25日 5月9・23日 6月13・27日 7月11・25日 8月8・22日 9月12・26日 10月10・24日 11月14・28日 12月12・26日 1月9・23日 2月13・27日 3月13・27日 【燃えないごみ(金属・電化製品等)は出せません】	びん・缶	<b>無料</b> （透明・半透明の袋） 【陶磁器(せともの)】 湯飲み 皿 茶碗 植木鉢 【ガラス製品】 ガラス コップ 水そう 「陶磁器」「ガラス製品」は、それぞれ <b>別々の袋(45ℓ以内)</b> に入れて出してください。割れていない食器はなるべく「もったいない食器市」に出してください。	資源ごみ集積所に出してください
		<b>われもの</b> <b>無料</b> （透明・半透明の袋） 【電池・水銀の体温計】 リチウムイオン電池 充電できる電池(リチウムイオン電池)も可 【鏡】 【蛍光灯・電球】 「電池・体温計」「鏡」「蛍光灯・電球」に分けて、それぞれ <b>別々の袋</b> に入れて出してください。	
		<b>有害ごみ</b> <b>無料</b> （透明・半透明の袋）	

**申込制 大型ごみ受付センター ☎ 0120-0743-53 または ☎ 0743-85-5374**

**市役所では受付できません** ■受付曜日 月曜～土曜日（12月29日～1月3日と祝日を除く） ■受付時間 午前8時～午後4時

**【指定袋に入るもの】**  
 燃えるもの・電化製品・電化製品以外の金属類・その他に分類し、指定袋に入れて口を結び、受付番号を書いた紙を貼ってください。  
 大型ごみ処理券不要

燃えるもの  
(30cm超)

電化製品  
(パソコンは除く)

電化製品以外の  
金属類

その他(石製品等)

**【指定袋に入らないもの】**  
 1点ごとに大型ごみ処理券を貼ってください。  
 大型ごみ処理券は、指定袋取扱店で販売しています。

棒状のごみは、燃える素材・燃えない素材に分けて、長さ1m直径15cm以内であれば、30ℓか45ℓの指定袋で出せます。

家具類はサイズを知らせてください。  
**※出し方の詳しいことは裏面をご覧ください。**

**ごみは分別して決められた収集日に出しましょう!!**

生駒市のごみ収集日程情報を活用したアプリを紹介します。

ごみ集積所は、地元みなさんの協力によって管理されています。ごみ出しルールを守りましょう。

屋外の公共の場所での歩きたばこは市内全域で禁止(平成29年10月1日条例施行)